

山陽小野田市国民健康保険条例改正要旨

- 1 保険料減免申請の期限について（条例第27条第2項に追加）
現行・・・減免の申請は納期限前7日までに申請すること
改正後・・・市長が特別な事情があると認めた場合については、上記の規定を過ぎても申請が可能
- 2 傷病手当金について
改正後・・・傷病手当金を支給できる。

『傷病手当金』とは・・・

疾病にかかり又は負傷した場合において、報酬の全部または一部を受けとることができる者が、何らかの事由で受け取ることができなかった報酬を保障する制度である。

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第58条第2項による任意給付であり、これまで全国的に見ても傷病手当金の給付実績はない。

このたびの新型コロナウイルス感染拡大を受け、感染拡大防止のため感染又は感染が疑われ就業できなかった国民健康保険加入中の被用者（雇われている人）に対し、『傷病手当金』を支給する。

- ① 対象者
被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は発熱等の症状があり感染が疑われる者
- ② 支給要件
労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間
- ③ 支給額
直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×
 $2/3 \times \text{日数}$
※上記の支給額について、特別調整交付金により財政支援。
- ④ 適用
令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間（ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで）